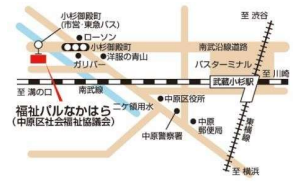
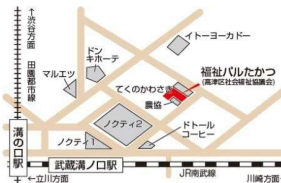
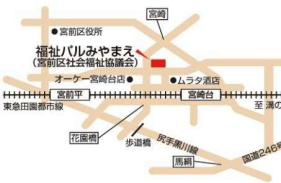
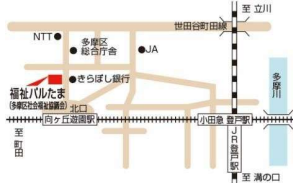
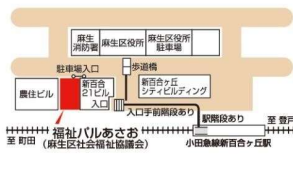


○成年後見制度の相談について

お住まいの区のアんしんセンターにご相談ください。

川崎区あんしんセンター 〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟 6 階 福祉パルかわさき内 電話：245-1144 FAX：211-8741 	幸区あんしんセンター 〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内 電話：556-5082 FAX：556-5577 	中原区あんしんセンター 〒211-0067 中原区今井上町1-34 和田ビル 1 階 福祉パルなかはら内 電話：722-6122 FAX：711-1260 
高津区あんしんセンター 〒213-0001 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階 福祉パルたかつ内 電話：812-5833 FAX：812-3549 	宮前区あんしんセンター 〒216-0033 宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス 4 階 福祉パルみやまえ内 電話：856-5788 FAX：852-4955 	多摩区あんしんセンター 〒214-0014 多摩区登戸 1891 第 3 井出ビル 3 階 福祉パルたま内 電話：933-2411 FAX：911-8119 
麻生区あんしんセンター 〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2 新百合 21 ビル 1 階 福祉パルあさお内 電話：952-5711 FAX：952-1424 		



社協イメージキャラクター ななふく

○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会 川崎市成年後見支援センター

〒211-0053 川崎市中原区小田中 6-22-5

川崎市総合福祉センター6 階

電話：044-712-8071 FAX：044-739-8738

E-mail：kouken@csw-kawasaki.or.jp



あんしんセンター便り

令和 7 年 2 月
第 1 1 号

終活とは？



詳細は中面を
ご覧ください！

川崎市社協キャラクター
ななふく

終活とは、「人生の終わりのための活動」の略で、人間が自らの死を意識して、人生の最期を迎えるための様々な準備や、そこに向けた人生の総括を意味する言葉です。生きている間に自分自身や家族、友人、社会などのために、終末期や自分の死後のことを考えて計画し、準備することで、自分らしい最期を迎えるための取り組みです。

「終活」という言葉は、2009年にある週刊誌の連載記事において、就職活動の略語である就活になぞらえて作られた造語ですが、その後一般に広まり、「人生の終焉を考えることを通じて、自分を見つめ、今をより良く自分らしく生きる活動」とポジティブな見方もされるようになっていきます。

今回は、終活のお手伝いとして、将来の葬儀や埋葬等に備えることができる、「未来あんしんサポート事業」を紹介します！

市民向け成年後見制度 研修報告

9月12日（木）、市民向けの成年後見制度研修を開催し、30名の方にご参加いただきました。講師の武田弁護士から、制度概要をはじめ、相談窓口のこと等、幅広くお話をいただきました。また受講者からの多くの疑問に、丁寧に説明いただきました。

第2回 関係機関向け 成年後見制度研修報告

11月11日（月）、今年度第2回目の関係機関向け研修を開催し、26名の方にご参加いただきました。講師の古屋弁護士から、任意後見制度をテーマにお話をいただきました。法定後見や、民事信託、ホームロイヤー契約等々、周辺制度や仕組み等との違いについても説明があり、一層理解が深まったようです。

出張講座のご案内♪

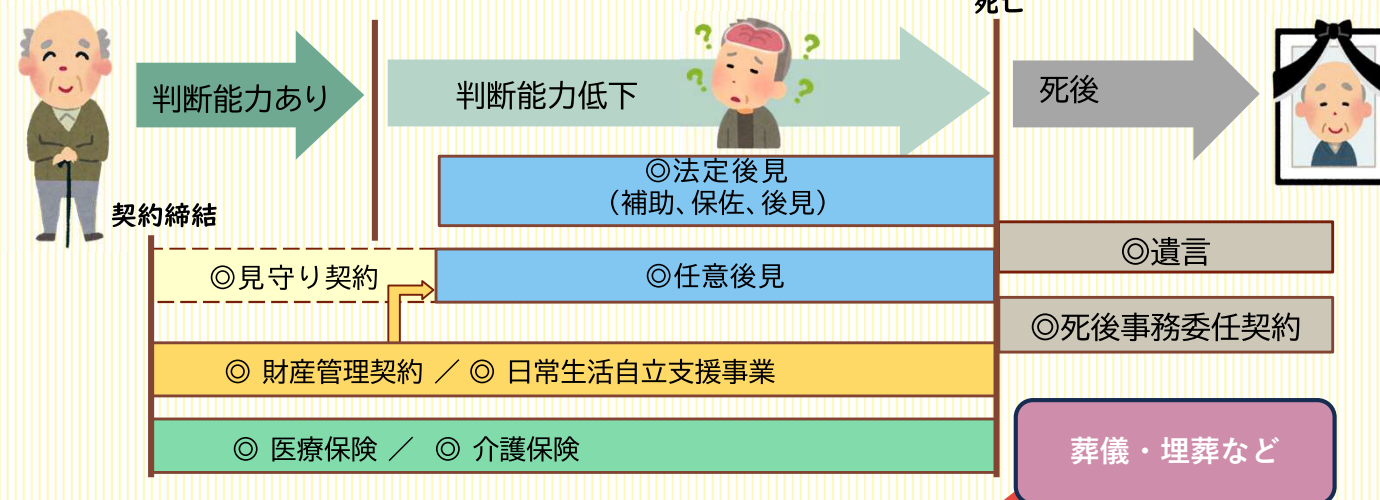
11月に宮前区老人福祉センターで住民向けに成年後見制度をテーマにした講座を開催しました。当日は質疑応答の際に参加者一人ひとりのご質問に回答でき、皆さまに満足いただくことができました。

各区あんしんセンターの職員が成年後見制度について住民や職員の方に説明させていただきますので、ぜひ出張講座をご活用ください！



人生の終末期におけるリスクに対する支援

現在 → 未来



★重要 選択肢が増える分、
相談は早ければ早い方がよい！

人生の終末期に備えるため、生前の各種委任契約や成年後見制度の活用、死後においては死後事務委任契約や遺言作成などが考えられます。
社協では死後事務の支援のため、未来あんしんサポート事業を行っています。

未来あんしんサポート事業 概要

終活って何をすれば良いの？身寄りがいないから自分の最期が不安...こうしたお悩みを抱えていませんか？このようなお困りの高齢者を対象に、

- ①生前の定期確認（見守り）
- ②公正証書遺言の作成支援・遺言執行
- ③葬儀・埋葬等の死後事務



を行います。ご利用にあたっては、遺言執行者の遺言執行報酬や葬儀・埋葬費用などの預託金や入会金、年会費、事務管理費が必要となります。
埋葬方法も多種多様で、樹木葬や海洋散骨といったニーズにも対応します。詳しくは終活支援担当までお問い合わせ下さい。



お問い合わせは……

川崎市あんしんセンター 終活支援担当：044-712-3372

事例

Aさんは80歳の男性です。妻とは30年前に離婚し、子供はいません。兄も亡くなっており、親族との音信はありません。3年前に脳梗塞で左片麻痺が残り外出するのが困難になりましたが、ヘルパーやデイサービスを利用したり、お金の管理はあんしんセンターの日常生活自立支援事業を利用して在宅生活を続けています。

ところが最近、肺がんになってしまい、自身のお墓のことなど不安になりました。相談を受けたあんしんセンター職員から紹介されて、未来あんしんサポート事業の申し込みをしました。公正証書で遺言を作成したり、葬儀や納骨先の申込などにおよそ2か月かかりましたが、納得がいく形で準備ができました。

半年後にAさんは肺がんで亡くなったため、終活支援担当が各所に連絡調整を行いました。葬儀社がご遺体を引き取り、火葬後にAさんが希望していた海洋散骨が行われました。さらに家財処分は予め依頼していた業者が行い、アパートの解約を行いました。その他にも携帯電話等の解約や医療費等の未払い金を行い、遺言については遺言執行者が対応しました。

